

令和4年8月29日開会

令和4年9月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
認 定 第 1 号	令和 3 年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定	1
認 定 第 2 号	令和 3 年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	2
認 定 第 3 号	令和 3 年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定	3
認 定 第 4 号	令和 3 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	4
認 定 第 5 号	令和 3 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定	5
認 定 第 6 号	令和 3 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定	6
認 定 第 7 号	令和 3 年度寝屋川市水道事業会計決算認定	7
認 定 第 8 号	令和 3 年度寝屋川市下水道事業会計決算認定	8
報 告 第 10 号	令和 3 年度寝屋川市一般会計継続費の精算報告	9
報 告 第 11 号	令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告	11
議 案 第 52 号	寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正	12
議 案 第 53 号	寝屋川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等	15
議 案 第 54 号	寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正	39

番 号	案 件	頁
議案第 55 号	寝屋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	44
議案第 56 号	寝屋川市手数料条例の一部改正	46
議案第 57 号	寝屋川市立斎場条例の一部改正	48
議案第 58 号	寝屋川市保健所事務手数料条例の一部改正	50
議案第 59 号	寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正	52
議案第 60 号	令和 4 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 61 号	令和 4 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 62 号	令和 4 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 63 号	令和 4 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 64 号	令和 4 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 65 号	令和 4 年度寝屋川市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 66 号	工事請負契約の締結	54
議案第 67 号	工事請負契約の変更	55
議案第 68 号	財産の取得（庁内ネットワークパソコン）	56
議案第 69 号	財産の取得（災害時用備蓄物資）	57

番 号	案 件	頁
議案第 70 号	財産の取得（親子給食に係る備品）	58
議案第 71 号	令和 3 年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分	59
議案第 72 号	令和 3 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分	60
議案第 73 号	公平委員会委員の選任	61
議案第 74 号	固定資産評価審査委員会委員の選任	64

認定第 1 号

令和 3 年度寝屋川市一般会計歳入歳出 決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 3 年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 2 号

令和 3 年度寝屋川市国民健康保険特別 会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 3 年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 3 号

令和 3 年度寝屋川市介護保険特別会計 歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 3 年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 4 号

令和 3 年度寝屋川市後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 3 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

認定第 5 号

令和 3 年度寝屋川市公共用地先行取得 事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 3 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 6 号

令和 3 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉 資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 3 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 7 号

令和 3 年度寝屋川市水道事業会計決算 認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により令和 3 年度寝屋川市水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 8 号

令和 3 年度寝屋川市下水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により令和 3 年度寝屋川市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

令和 3 年度寝屋川市一般会計継続費の 精算報告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により令和 3 年度寝屋川市一般会計継続費の精算について、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

令和3年度寝屋川市一般会計継続精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較					
				左 の 財 源		支 出 済 額	左 の 財 源		年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	特 定 財 源		特 定 財 源	左 の 財 源		特 定 財 源	内 訳	
				特 出 金	地 方 債		其 他	一 般 財 源		国 府 支 出 金	地 方 債		其 他	一 般 財 源		国 府 支 出 金	地 方 債
				年 割 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4 衛生費	2 清掃費	旧焼却施設解体工事	元	67,224,000	67,000,000	224,000	67,224,000	67,000,000	224,000	0	0	0	0	0	0		
			2	471,708,000	105,886,000	339,400,000	26,422,000	471,708,000	105,886,000	339,400,000	26,422,000	0	0	0	0		
			3	361,788,000	107,240,000	223,000,000	31,528,000	351,248,500	107,239,000	215,100,000	28,909,500	10,519,500	1,000	7,900,000	2,618,500		
	計		900,700,000	280,126,000	562,400,000	58,174,000	890,180,500	280,125,000	554,500,000	55,555,500	10,519,500	1,000	7,900,000	2,618,500			
8 教育費	5 社会教育費	(仮称)新中央図書館等機能整備工事	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
			3	497,577,000	351,800,000	28,339,000	117,438,000	497,561,900	28,332,065	469,229,835	15,100	351,800,000	6,935	6,935	351,791,835		
			計	497,577,000	351,800,000	28,339,000	117,438,000	497,561,900	28,332,065	469,229,835	15,100	351,800,000	6,935	6,935	351,791,835		
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	3	9,306,000	6,900,000	2,406,000	2,406,000	9,306,000	9,306,000	9,306,000	9,306,000	0	6,900,000	6,900,000	6,900,000	△ 6,900,000			
	計	9,306,000	6,900,000	2,406,000	2,406,000	9,306,000	9,306,000	9,306,000	9,306,000	0	6,900,000	6,900,000	6,900,000	△ 6,900,000			

令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書（別冊）を付けて、次のとおり報告する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1 健全化判断比率 （単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	△0.9 (25.0)	— (350.0)

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額がないため「—」と表示している。また、将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「—」と表示している。

（ ）内は、本市における早期健全化基準である。

2 資金不足比率 （単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	備考
水道事業会計	—	施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	—	施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

※ 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

「施行令」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）をいう。

寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙 における選挙運動用自動車の使用の公営 に関する条例等の一部改正

寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年8月29日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成6年寝屋川市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

(寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成6年寝屋川市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

(寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成19年寝屋川市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙におけ

る選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例、第2条の規定による改正後の寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第3条の規定による改正後の寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙については、なお従前の例による。

寝屋川市職員の定年等に関する条例等の 一部改正等

寝屋川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のとおり制定する。

令和4年8月29日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(寝屋川市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市職員の定年等に関する条例（昭和59年寝屋川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、ただし書を削る。

第4条を次のように改める。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第

6条各号に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。
本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号）第12条に規定する管理職手当を支給される職員の職（保健所において医療業務に従事する医師が占める職を除く。）
- (2) 前号に掲げる職との権衡上必要があると認められる職として規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任（以下この章において「他の職への降任」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、降任をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職

員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員以外の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員以外の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員につ

いて前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第1項ただし書を削り、附則中第2項及び第3項を削り、附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員（寝屋川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年寝屋川市条例第 号。次項において「令和4年定年条例等改正等条例」という。）第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員に相当する職員を除く。）に対する第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年定年条例等改正等条例第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員に相当する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第3条の2 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第4項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例（平成7年寝屋川市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3条の3中「、前条第1項」を削る。

第14条の4第2項並びに第16条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第3項及び第23条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第13条」を「第5条、第7条、第9条、第13条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の9項を加える。

25 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第27項及び第32項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第4項の規定により当該職員の属する職務の級及び職員の号給の決定に関する各本条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において異なる給料月額の定めがある場合には、当該給料月額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

26 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 寝屋川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年寝屋川市条例第 号）第1条の規定による改正前の寝屋川市職員の定年等に関する条例（昭和59年寝屋川市条例第18号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
 - (3) 寝屋川市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員
 - (4) 寝屋川市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 27 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第29項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以降、附則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 28 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 29 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第25項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第27項に規定する職員を除く。）であつて、

同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則第27項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第25項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

31 附則第27項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第22条第5項（第23条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第27項、第29項又は第30項の規定による給料の額との合計額」とする。

32 特定日以後における育児短時間勤務職員等の給料月額に関する第3条の3の規定の適用については、同条中「これらの規定」とあるのは、「これらの規定及び附則第25項」とする。

33 附則第25項から前項までに定めるもののほか、附則第25項の規定による給料月額、附則第27項の規定による給料その他附則第25項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1行政職給料表の表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	215,200	215,200	215,200	255,200
基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額			
274,600	289,700	315,100			

別表第2医療職給料表の表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	296,200	338,600	393,000	466,000

（寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第3条 寝屋川市職員の退職手当に関する条例（昭和28年寝屋川市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6

第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

第5条の3中「の属する年度の末日において45歳以上59歳以下」を「において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第5項において」に改め、「(以下」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第10条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則中第2項から第6項までを削り、第7項を第2項とする。

附則第8項中「まで」の次に「及び附則第9項から第17項まで」を加え、「附則第8項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第9項及び第10項を削る。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第12項中「又は第5条の2」を「、第5条の2又は附則第12項」に、「附則第8項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則中第13項及び第14項を削り、第15項を第6項とし、第16項を第7項とする。

附則第17項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第8項とする。

附則に次の9項を加える。

- 9 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第9項」とする。
- 10 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第10項」とする。
- 11 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
 - (1) 寝屋川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年寝屋川市条例第 号）第1条の規定による改正前の定年条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
 - (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員
- 12 当分の間、第5条の2の規定は、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例附則第25項の規定による職員の給料月額の変更について適用する。
- 13 当分の間、第4条第1項の表の左欄第2号及び第5条第1項の表の左欄第3号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「定年と退職の日の属する年度」とあるのは、「定年（附則第11項各号に掲げる職員以外の職員

にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。)と退職の日の属する年度」とする。

- 14 当分の間、第4条第1項の表の左欄第2号及び第5条第1項の表の左欄第3号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超えるものに限る。)(規則で定める者を除く。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「100分の3」とする。

附則第11項各号に掲げる職員以外の職員	60歳
附則第11項第1号に掲げる職員	65歳
附則第11項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢

- 15 当分の間、第4条第1項の表の左欄第2号及び第5条第1項の表の左欄(第1号を除く。)に掲げる者に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 16 当分の間、第5条第1項の表の左欄第2号、第4号及び第5号に掲げる者であつて附則第14項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「附則第14項の表の左欄に掲げる職員の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年

数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 17 当分の間、第5条第1項の表の左欄第2号、第4号及び第5号に掲げる者であつて附則第14項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年寝屋川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、新条例」を「、寝屋川市職員の退職手当に関する条例」に、「第6条の5まで、附則第8項、附則第11項及び附則第12項」を「第6条の5まで及び附則第3項から第5項まで」に改める。

（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）

第6条 寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例（平成7年寝屋川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「寝屋川市職員の定年等に関する条例（昭和59年寝屋川市条例第

18号) 第12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書並びに第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 寝屋川市職員の育児休業等に関する条例(平成4年寝屋川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和59年寝屋川市条例第18号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。第10条第3号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「寝屋川市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「の非常勤職員」の次に「(定年前再任用短時間勤務職員(定年条例第12条の規定により採用された職員をいう。次条第1項において同じ。)を除く。)」を加える。

第20条第1項中「(非常勤職員)の次に「(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

(寝屋川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第8条 寝屋川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和41年寝屋川市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料の月額」を「その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

(寝屋川市職員の分限に関する条例の一部改正)

第9条 寝屋川市職員の分限に関する条例(昭和41年寝屋川市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「分限」の次に「(法第28条の2第1項に規定する他の職への降任に伴う降給を除く。)」を加える。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をする場合においては、当該書面の交付に代わる適当な方法をもってこれに代えることができる。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例附則第25項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の規定の適用については、当分の間、同条中「降給」とあるのは、「降給及び寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)附則第25項の規定による降給」とする。

(寝屋川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第10条 寝屋川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年寝屋川市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員(寝屋川市職員の定年等に関する条例(昭和59年寝屋川市条例第18号)第12条の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)」に改め、同条第2号中「地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4号中「(昭和59年寝屋川市条例第18号)」を削り、同条第5号ア中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

(寝屋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第11条 寝屋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年寝屋川市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「寝屋川市職員の定年等に関する条例(昭和59年寝屋川市条例第18号)第12条の規定により採用された」に改める。

(寝屋川市職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 寝屋川市職員の再任用に関する条例(平成13年寝屋川市条例第3号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中寝屋川市職員の退職手当に関する条例第10条第4項の改正規定及び附則第17項の改正規定並びに附則第9条及び第18条の規定 公布の日
- (2) 第3条中寝屋川市職員の退職手当に関する条例第10条第11項第5号の改正規定 令和4年10月1日

(寝屋川市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の寝屋川市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の寝屋川市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下この項及び次条第2項並びに附則第4条第2項及び第7条において同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項

の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（寝屋川市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下この項及び次条第1項並びに附則第6条第2項において同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務

の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達しているもの（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。
(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）
- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。
- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

（寝屋川市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務

職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 第2条の規定による改正後の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第25項から第33項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第11条 暫定再任用職員(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第12条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務

時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第14条の4第2項並びに第16条第2項及び第3項ただし書の規定を適用する。

第14条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第22条第3項及び第23条第2項第2号の規定を適用する。

第15条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例第5条、第7条、第9条、第13条、第14条及び第14条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

第16条 前6条に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 暫定再任用職員に対する第3条の規定による改正後の寝屋川市職員の退職手当に関する条例(次条において「新退職手当条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「又は寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年寝屋川市条例第15号)第4条の規定により採用された職員」とあるのは、「、寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年寝屋川市条例第15号)第4条の規定により採用された職員又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

第18条 新退職手当条例第10条第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。

(寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の規定を適用する。

(寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第20条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

(寝屋川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措

置)

第21条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の寝屋川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

(寝屋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第22条 暫定再任用短時間勤務職員は、寝屋川市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員とみなして、第11条の規定による改正後の寝屋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定を適用する。

議案第 54 号

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例 の一部改正

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年寝屋川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）」を「常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(7)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(7) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(7)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第2号中「国等育児休業」を「地方等育児休業」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該

当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第3条第8号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の寝屋川市職員の育児休業等に関する条例(次項において「改正前の条例」という。)第3条第5号の規定に該当していた職員の育児休業については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に提出された改正前の条例第11条第6号の規定による育児休業等計画書は、この条例による改正後の寝屋川市職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定による育児短時間勤務計画書とみなして、同号の規定を適用する。

寝屋川市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正

寝屋川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年8月29日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

寝屋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和
31年寝屋川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号を第17号と
し、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 学校運営協議会委員 年額 10,000円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 56 号

寝屋川市手数料条例の一部改正

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年8月29日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例

寝屋川市手数料条例（平成12年寝屋川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「第5条第1項から第5項まで」を「第5条第1項から第7項まで」に改め、同号の表中

新築基準が適用される住宅	13,000円	を	新築基準が適用される住宅（既存の住宅を除く。以下この条において同じ。）	13,000円	に
--------------	---------	---	-------------------------------------	---------	---

改め、「増改築基準が適用される住宅」の次に「又は新築基準が適用される既存の住宅」を加え、同条第6号の表中「増改築基準が適用される住宅」の次に「又は新築基準が適用される既存の住宅」を加え、「第5条第6項第4号から第6号まで」を「第5条第8項第4号から第7号まで」に改め、同条第9号中「第5条第1項から第5項まで」を「第5条第1項から第7項まで」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 57 号

寝屋川市立斎場条例の一部改正

寝屋川市立斎場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年8月29日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市立斎場条例の一部を改正する条例

寝屋川市立斎場条例（昭和 61 年寝屋川市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	100,000	を	「	120,000	に改める。
	60,000	72,000				
	30,000	36,000				
	15,000	18,000				
	50,000	60,000				
	5,000	6,000				
	24,000	24,000				
	1,000	1,200				
」	」					

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の寝屋川市立斎場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後における斎場の使用について適用する。

議案第 58 号

寝屋川市保健所事務手数料条例の一部改正

寝屋川市保健所事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年8月29日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市保健所事務手数料条例の一部を改正する条例

寝屋川市保健所事務手数料条例（平成 30 年寝屋川市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表第 11 中「申請」の次に「(動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 39 条の 7 第 2 項の規定により狂犬病予防法第 4 条第 1 項の規定による犬の登録の申請があったものとみなされる場合を除く。)」を加える。

別表第 17 中「(昭和 48 年法律第 105 号)」を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

議案第 59 号

寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正

寝屋川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年8月29日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

寝屋川市建築基準法施行条例（平成 12 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表 20 の項手数料を徴収する事務の欄中「第 85 条第 5 項」を「第 85 条第 6 項」に改め、同表 20-2 の項手数料を徴収する事務の欄中「第 85 条第 6 項」を「第 85 条第 7 項」に改め、同表 28-2 の項手数料を徴収する事務の欄中「第 87 条の 3 第 5 項」を「第 87 条の 3 第 6 項」に改め、同表 28-3 の項手数料を徴収する事務の欄中「第 87 条の 3 第 6 項」を「第 87 条の 3 第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和4年8月29日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 寝屋川斎場改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大阪府寝屋川市池の瀬町5番2号 |
| 3 | 工 事 概 要 | (1) 建築工事 一式
(2) 電気設備工事 一式
(3) 機械設備工事 一式
(4) ガス設備工事 一式
(5) 炉工事 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 金951,500,000円
(内消費税及び地方消費税の額86,500,000円) |
| 6 | 支 払 方 法 | 前金払 する
部分払 する
残金払 工事完成引渡し後 |
| 7 | 工 期 | 着 工 令和4年 月 日
完 成 令和7年3月31日 |
| 8 | 契 約 の 相 手 方 | 大阪府寝屋川市大成町1番1号
株式会社前田組
代表取締役 前 田 浩 輝 |

工 事 請 負 契 約 の 変 更

令和4年3月市議会定例会（議案第6号）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

令和4年8月29日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1 工 事 名 ストックヤード整備工事

2 工 期

変更前 完 成 令和 4年 9月 30日

変更後 完 成 令和 5年 3月 31日

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和4年8月29日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 庁内ネットワークパソコン |
| 2 | 財産の概要 | ノート型パソコン 301台 |
| 3 | 取得目的 | 庁内ネットワークパソコンについて、現在のパソコンのOS（オペレーションシステム）のサポートの終了に伴い、機種を変更するため |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金40,780,883円
(内消費税及び地方消費税の額3,707,353円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目4番30号
S k y 株式会社
代表取締役 大浦淳司 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和4年8月29日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 災害時用備蓄物資 |
| 2 財産の概要 | (1) アルファ化米(おにぎり)(アレルギー対応品) 38,800食
(2) アルファ化米(個食)(アレルギー対応品) 39,100食
(3) 高齢者食(かゆ)(アレルギー対応品) 4,050食
(4) 粉ミルク 179缶
(5) その他7品目 |
| 3 取得目的 | 災害時における食料その他の生活必需品を市立の小学校及び中学校等に備蓄するため |
| 4 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金17,871,777円
(内消費税及び地方消費税の額1,624,707円) |
| 6 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 取得の相手方 | 大阪府大阪市浪速区桜川四丁目10番27号
株式会社ミヨシ
代表取締役 三好尚志 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和4年8月29日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 親子給食に係る備品 |
| 2 財産の概要 | (1) 冷凍冷蔵庫 4台
(2) 冷凍庫 3台
(3) 冷蔵庫 4台
(4) ガステーブル 5台
(5) その他 15品目 |
| 3 取得目的 | 拡大親子給食方式への移行に伴い、新たに対象の中学校への食数を調理するため |
| 4 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金54,780,000円
(内消費税及び地方消費税の額4,980,000円) |
| 6 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 取得の相手方 | 大阪府大阪市生野区巽南五丁目4番14号
株式会社中西製作所 大阪支店
支店長 堀田敦志 |

令和 3 年度寝屋川市水道事業利益剰余金 の処分

令和 3 年度寝屋川市水道事業利益剰余金を次のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1	当年度未処分利益剰余金	4,053,841,990 円
2	利益剰余金処分額	
	建設改良積立金	△1,000,000,000 円
		<u>△1,000,000,000 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>3,053,841,990 円</u>

令和 3 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分

令和 3 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金を次のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1	当年度未処分利益剰余金	889,365,207 円
2	利益剰余金処分量	
	資本金	△300,000,000 円
	減債積立金	△439,365,207 円
		<u>△739,365,207 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>150,000,000 円</u>

公 平 委 員 会 委 員 の 選 任

次の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により同意を求める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

住 所	██
氏 名	関 川 信 也 (せきがわ しんや)
生年月日	████████████████████

理 由

公平委員会委員 関川信也 が、令和 4 年 10 月 31 日任期満了のため、引き続き選任したい。

※ 任期 4 年（地方公務員法第 9 条の 2 第 10 項）

履 歴 書

本 籍
住 所
氏 名
生 年 月 日

[Redacted]
[Redacted]
関 川 信 也 (せきがわ しんや)
[Redacted]

学 歴

平成 10 年 3 月 京都大学法学部 卒業

職 歴

平成 12 年 4 月 司法研修所 入所
平成 13 年 9 月 同 上 終了
平成 13 年 10 月 大藏・児玉法律事務所 入所
平成 21 年 10 月 関川法律事務所 開設
平成 28 年 11 月 大阪芙蓉法律事務所 入所
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 26 年 11 月
至 現 在 寝屋川市公平委員会委員

自 平成 26 年 11 月
至 現 在 北河内 4 市リサイクル施設組合公平委員会委員

自 平成 27 年 1 月
至 現 在

枚方寝屋川消防組合公平委員会委員

賞 罰

な し

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 山 本 實 (やまもと みのる)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 45 年 3 月 大阪経済大学経営学部 卒業

職 歴

昭和 45 年 4 月 寝屋川市に就職
平成 3 年 5 月 市長室広報広聴課長
平成 5 年 11 月 財務部市民税課長
平成 6 年 4 月 財務部参事兼市民税課長
平成 7 年 7 月 市長公室広報長 (参事待遇)
平成 8 年 4 月 企画部次長
平成 9 年 4 月 企画財政部次長
平成 11 年 7 月 企画財政部次長兼地域振興券推進室長
平成 11 年 10 月 企画財政部企画室長 (次長待遇)
平成 13 年 4 月 企画財政部付部長兼税務室長
平成 15 年 7 月 保健福祉部長兼福祉事務所長
平成 18 年 4 月 理事兼保健福祉部長兼福祉事務所長
平成 20 年 3 月 同 上 退職
平成 20 年 4 月 寝屋川市に再任用
平成 20 年 4 月 理事兼保健福祉部長兼福祉事務所長
平成 21 年 4 月 経営企画部ブランド戦略室専門官 (課長待遇)
平成 23 年 4 月 保健福祉部こども室専門官 (課長待遇)
平成 24 年 3 月 同 上 任期満了

公 職 歴 等

自 平成 15 年 7 月
至 平成 21 年 3 月

財団法人寝屋川市公共施設管理公社理事

自 平成 25 年 10 月
至 現 在

寝屋川市固定資産評価審査委員会委員

賞 罰

昭和 61 年 5 月
令和 元 年 5 月

寝屋川市業績表彰

大阪府地方自治功労者表彰